

名張市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この名張市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、三重県建築物耐震改修促進計画に示されている、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」について定めたものである。

1 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、名張市の住宅耐震化の状況から次の区域とする。

緊急耐震重点区域：名張市 全域

○ 対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された住宅

3 取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間：平成30年度～平成32年度（3年間）

	H29	H30	H31	H32	H33
AP作成					
戸別訪問 普及啓発等					

4 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記のとおり行う。

- リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。
 - 不在の場合は、資料をポストインする。
 - 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する。
- ※ 木造住宅の戸別訪問を優先的に行うこととし、木造住宅の戸別訪問完了後、非木造住宅の戸別訪問を行うこととする。

5 その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、次の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 耐震診断のぼり設置
- 広報誌およびHPによる周知
- 耐震補強相談会の実施
- ラジオ等メディアを通しての周知

6 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、三重県及び関係団体と連携して活動に取り組む。

7 具体的な取組内容について

- 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- 「4 戸別訪問の実施」により実施する

② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ・ 耐震診断結果報告時に委託事業者等から住宅所有者に対して、改修補助制度等の説明を行う。
- ・ 耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等の方法により耐震改修を促す。

③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ・ 改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)向上に係る説明会等を行う。
- ・ ホームページ等により改修事業者リスト等に関する情報提供を行う。

④ 耐震化の必要性に係る普及啓発

- ・ 「5 その他の普及啓発活動」により実施する。

8 住宅耐震化に係る支援目標

・ 事業実績及び目標(件数)

木造住宅耐震化支援事業	H28	H29	H30	H31(目標)
耐震診断	28	15	18	30
耐震補強設計	3	5	3	5
耐震補強工事	3	4	3	5

9 取組実績に関する自己評価

①前年度(平成30年度)の取組実績

- ・ 木造住宅耐震化支援事業については前記による。
- ・ 7①関連:桜ヶ丘地区(83戸)を対象に戸別訪問を実施した。
- ・ 7②関連:耐震診断事業の受託事業者である三重県木造住宅耐震促進協議会の診断員により、診断結果報告時に住宅所有者に対して、耐震補助制度の説明を行うとともに、耐震改修を促した。
- ・ 7④関連:広報誌や庁舎内モニターによる周知を行うとともに、コミュニティFMラジオにより住宅耐震化の啓発を行った。
また、耐震補強相談会(2月27日)にて過去の地震被害状況の映像等を見てもらい、耐震化の必要性について啓発を行った。

② 前年度(平成30年度)の課題

木造住宅耐震化支援事業の目標戸数を達成できなかった。

③ 平成31年度の取組方向

新制度(住宅耐震化に係る総合的支援メニュー)の周知を図り、耐震補強等の促進を図る。

耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者を対象に相談会を実施する。